

条例改正に伴う新旧対照表

平成27年

奈良市議会12月定例会

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75	1 傷病補償年金	(1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75			
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89			
	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の	0.73			

現行			改正案		
	規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）			(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		(3) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。)	0.88
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88		(4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74		(5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74		(6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
	旧国民年金法の障害年金	0.89			
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73			
	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83			
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88			
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80			

現行		改正案		
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80	2 障害補償 年金	(1) 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80		(3) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84		(4) 旧船員保険法による障害年金	0.74
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88		(5) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
			(6) 旧国民年金法による障害年金	0.89
		3 遺族補償 年金	(1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80
			(2) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
			(3) 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成	0.88

現行				改正案			
					24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金		
				(4)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	
				(5)	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	
				(6)	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障	0.86

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

1 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
2 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
3 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共	0.88

現行		改正案	
<u>害基礎年金が支給される場合を除く。)</u> 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。))	0.88	<u>済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u> 4 旧船員保険法による障害年金 5 旧厚生年金保険法による障害年金 6 旧国民年金法による障害年金	0.75 0.75 0.89

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税洩等に係る市税の取扱)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(課税洩等に係る市税の取扱)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第5条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。)ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</p> <p>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通</p>

現行	改正案
	<p><u>知しなければならない。</u></p> <p>5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</p> <p><u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p>第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか (分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</p> <p>(6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</p> <p>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書</p>

現行	改正案
	<p>類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</p> <p>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</p> <p>(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項</p> <p>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</p> <p>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 (職権による換価の猶予の手續等)</p> <p>第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3</p>

現行	改正案
	<p><u>項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p>2 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u> <u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u></p> <p>第5条の5 <u>法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</u></p> <p>2 <u>法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>4 <u>法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限</u></p>

現行	改正案
	<p>又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</p> <p>5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、<u>第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>第5条の3第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、<u>20日とする。</u></p> <p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p><u>第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>(公示送達)</p>
<p>第6条 <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、奈良市公告式条例（昭和25年奈良市条例第16号）第2条第2項に規定するところにより、これを<u>行なう</u>ものとする。</u></p> <p>(災害等による期限の延長)</p>	<p>第6条 <u>法</u> <u>第20条の2</u>の規定による公示送達は、奈良市公告式条例（昭和25年奈良市条例第16号）第2条第2項に規定するところにより、これを<u>行う</u>ものとする。</p> <p>(災害等による期限の延長)</p>
<p>第7条 略</p> <p>2 前項の指定は、市長が公示によつて<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 前項の指定は、市長が公示によつて<u>行う</u>ものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p>
<p>第13条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第13条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令</u>（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u>第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>

奈良市立こども園設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び定員) 第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
奈良市立富雄南こども園	奈良市中町4, 174番地	170人	奈良市立富雄南こども園	奈良市中町4, 174番地	170人
奈良市立都祁こども園	奈良市都祁白石町1, 026番地の6	160人	奈良市立都祁こども園	奈良市都祁白石町1, 026番地の6	160人
奈良市立左京こども園	奈良市左京三丁目1番地の2	170人	奈良市立左京こども園	奈良市左京三丁目1番地の2	170人
奈良市立都跡こども園	奈良市四条大路五丁目2番55号	170人	奈良市立都跡こども園	奈良市四条大路五丁目2番55号	170人
奈良市立青和こども園	奈良市百楽園四丁目1番1号	170人	奈良市立青和こども園	奈良市百楽園四丁目1番1号	170人
奈良市立帯解こども園	奈良市柴屋町20番地	170人	奈良市立帯解こども園	奈良市柴屋町20番地	170人
奈良市立月ヶ瀬こども園	奈良市月ヶ瀬尾山2, 790番地	60人	奈良市立月ヶ瀬こども園	奈良市月ヶ瀬尾山2, 790番地	60人
			奈良市立布目こども園	奈良市邑地町40番地	60人
			奈良市立柳生こども園	奈良市柳生下町156番地	50人

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
略	略	略	略	略	略
辰市保育園	奈良市杏町391番地の2	160人	辰市保育園	奈良市杏町391番地の2	160人
布目保育園	奈良市邑地町40番地	60人			
柳生保育園	奈良市柳生下町156番地	50人			
春日保育園	奈良市西木辻町165番地の2	200人	春日保育園	奈良市西木辻町165番地の2	200人
略	略	略	略	略	略

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
中学校	略	略	中学校	略	略
高等学校	略	略	高等学校	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略
	奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号		奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号
	奈良市立大柳生幼稚園	奈良市忍辱山町1,303番地			
	奈良市立鶴舞幼稚園	奈良市鶴舞東町2番1号		奈良市立鶴舞幼稚園	奈良市鶴舞東町2番1号
	略	略		略	略

奈良市立診療所設置条例 新旧対照表

現行	改正案																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(診療時間等)</p> <p>第4条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日（奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。）</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>3 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">診療所名</th> <th style="text-align: center;">診療時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	診療所名	診療時間	略	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奈良市立興東診療所</td> <td style="text-align: center;">奈良市大柳生町4,254番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(診療時間等)</p> <p>第4条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日（奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。）</p> <p>(2) 火曜日、水曜日及び金曜日（奈良市立興東診療所に限る。）</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>3 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">診療所名</th> <th style="text-align: center;">診療時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奈良市立興東診療所</td> <td style="text-align: center;">午後1時30分から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町4,254番地	診療所名	診療時間	略	略	奈良市立興東診療所	午後1時30分から午後4時まで
名称	位置																				
略	略																				
診療所名	診療時間																				
略	略																				
名称	位置																				
略	略																				
奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町4,254番地																				
診療所名	診療時間																				
略	略																				
奈良市立興東診療所	午後1時30分から午後4時まで																				

奈良市立診療所諸料金条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第1条 本市立診療所(応急診療所を含む。次項において「診療所」という。)の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところにより使用料又は利用料金を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所 利用料金</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第1条 本市立診療所(応急診療所を含む。次項において「診療所」という。)の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところにより使用料又は利用料金を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、<u>奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所</u> 利用料金</p> <p>2 略</p>

奈良市農林漁業体験実習館条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的及び設置)</p>	<p>(目的及び設置)</p>
<p>第1条 地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、<u>茶等の消費宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供するため、農林漁業体験実習館（以下「体験実習館」という。）を設置する。</u></p>	<p>第1条 地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、<u>地域の活性化及び交流人口の拡大に資する</u>ため、農林漁業体験実習館（以下「体験実習館」という。）を設置する。</p>
<p><u>(休館日及び開館時間)</u></p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p>
<p>第4条の2 体験実習館の休館日及び開館時間は、<u>指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</u></p>	<p>第4条の2 体験実習館の開館時間（RVパークにあっては、利用時間。次項において同じ。）及び休館日は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p>
<p>2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、<u>体験実習館内の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、<u>あらかじめ市長の承認を得て、体験実習館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u></p>
<p><u>(利用の方法)</u></p>	<p><u>(利用の方法)</u></p>
<p>第5条 体験実習館の食品加工実習室又は和室を利用する者（以下「利用者」という。）は、<u>あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。</u></p>	<p>第5条 体験実習館を利用しようとする者は、<u>あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</u></p>
<p>2 利用者は、体験実習館の利用を終わったときは、<u>施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>	<p>2 指定管理者は、前項の承認に際し、体験実習館の管理上必要な範囲内で<u>条件を付けることができる。</u></p>
<p>2 利用者は、体験実習館の利用を終わったときは、<u>施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>	<p>3 第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、体験実習館の利用を終わったときは、<u>施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>
<p><u>(利用の不承認)</u></p>	<p><u>(利用の不承認)</u></p>
<p>第5条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用の承認をしてはならない。</u></p>	<p>第5条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用の承認をしてはならない。</u></p>
<p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p>	<p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p>
<p>(2) <u>施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p>	<p>(2) <u>施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p>
<p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。</u></p>	<p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。</u></p>

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 利用料金は、1日につき8,000円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 体験実習館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 体験実習館の施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(利用承認の変更等)</p> <p><u>第5条の3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体験実習館の利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他不可抗力による理由により利用することができなくなったとき、又は利用することが不相当と認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により利用の条件の変更若しくは利用の停止又は利用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 利用料金は、<u>別表第2に定める額の</u> 範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第6条の2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(利用料金の還付)</p> <p><u>第6条の3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 体験実習館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 体験実習館の施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

現行	改正案												
<p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 体験実習館を利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p>	<p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 体験実習館を利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p>												
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>												
	<p>別表第1 (第4条の2関係)</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開館時間 (利用時間)</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品加工実習室</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> <td>木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> <td>木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>RVパーク</td> <td>午後1時から翌日の午前10時まで (連続して2泊以上利用する場合は、利用を始める日の午後1時から利用を終える日の午前10時まで)</td> <td>=====</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間 (利用時間)	休館日	食品加工実習室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで	和室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで	RVパーク	午後1時から翌日の午前10時まで (連続して2泊以上利用する場合は、利用を始める日の午後1時から利用を終える日の午前10時まで)	=====
施設名	開館時間 (利用時間)	休館日											
食品加工実習室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで											
和室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで											
RVパーク	午後1時から翌日の午前10時まで (連続して2泊以上利用する場合は、利用を始める日の午後1時から利用を終える日の午前10時まで)	=====											
	<p>別表第2 (第6条関係)</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品加工実習室</td> <td>1日につき 8,000円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1日につき 8,000円</td> </tr> <tr> <td>RVパーク</td> <td>1台1泊につき 2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用料金	食品加工実習室	1日につき 8,000円	和室	1日につき 8,000円	RVパーク	1台1泊につき 2,500円				
施設名	利用料金												
食品加工実習室	1日につき 8,000円												
和室	1日につき 8,000円												
RVパーク	1台1泊につき 2,500円												

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行			改正案		
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償__の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償__の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付__の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73	1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次の表において「平成24年一元化法」という。)の災害に附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73

現行				改正案			
				2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82	(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73		3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	
				4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82	(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償

現行			改正案		
<p>害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86	1 傷病補償年金(第18条の2)	(1) 障害厚生年金等	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
			2 傷病補償年金(第18条の2)	(1) 障害厚生年金等	0.91
				(第1級又は第2	

現行				改正案			
					に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.90)
						(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.91)
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金		0.83	3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 障害厚生年金等		0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)		0.88		(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)		0.88

現行				改正案			
				4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 障害厚生年金等	0.89	(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
					(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92	(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84		5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に	(1) 遺族厚生年金等	0.84	

現行			改正案		
			係るものを除く。)		
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88		(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等 (2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.89 0.92

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年

現行			改正案		
<p>金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75	1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75		(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89		(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
			2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係る傷	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83
					(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷

現行				改正案			
				係るもの に限る。)		病補償年 金にあつ ては、 0.82)	
					(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級 の傷病等 級に該当 する障害 に係る傷 病補償年 金にあつ ては、 0.82)	
					(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級 又は第2 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 0.92)	
障害補償年 金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74		3 障害補 償年金(第	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74	
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74			(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74	

現行			改正案		
	旧国民年金法による障害年金	0.89		18条の2(3) 旧国民年金法による障害年金に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	0.89
			4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
				(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等

現行				改正案			
							級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては
							0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては
							0.82)
					(3) 旧国民年金法による障害年金		0.93
							(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、
							0.92)
遺族補償年	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する		0.80	5	遺族補(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規		0.80

現行			改正案		
金	年金たる給付に該当する遺族年金		償年金(第18条の2(2)に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80		(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
			6 遺族補償年金(第18条の2(3)に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
				(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
				(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93
<p>4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>			<p>4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>		
<p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由</p>			<p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の</p>		

現行	改正案												
<p>について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p>	<p>数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p>												
<p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。</p>	<p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法の規定による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法の規定による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法の規定による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	旧船員保険法の規定による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89	<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	旧船員保険法による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	旧国民年金法による障害年金	0.89
旧船員保険法の規定による障害年金	0.75												
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75												
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89												
旧船員保険法による障害年金	0.75												
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75												
旧国民年金法による障害年金	0.89												
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>												

奈良市公民館条例 新旧対照表

現行	改正案																
(設置)	(設置)																
第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。	第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 367 595 416">名称</th> <th data-bbox="595 367 1064 416">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 416 595 464">略</td> <td data-bbox="595 416 1064 464">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 464 595 512">奈良市立伏見公民館</td> <td data-bbox="595 464 1064 512">奈良市青野町191番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 512 595 560">略</td> <td data-bbox="595 512 1064 560">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市立伏見公民館	奈良市青野町191番地の1	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 367 1590 416">名称</th> <th data-bbox="1590 367 2063 416">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 416 1590 464">略</td> <td data-bbox="1590 416 2063 464">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 464 1590 512">奈良市立伏見公民館</td> <td data-bbox="1590 464 2063 512">奈良市青野町二丁目13番4号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 512 1590 560">略</td> <td data-bbox="1590 512 2063 560">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号	略	略
名称	位置																
略	略																
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町191番地の1																
略	略																
名称	位置																
略	略																
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号																
略	略																
2 略	2 略																